

総社市消防告示第 1 号

総社市消防長が管理する公文書の開示等に関する規程（平成 17 年総社市消防告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 23 日

総社市消防長 中山 利典

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="244 651 891 683"><u>総社市消防長が管理する公文書の開示に関する規程</u></p> <p data-bbox="165 724 1104 828">総社市消防長が管理する公文書の開示に係る総社市情報公開条例（平成 17 年総社市条例第 11 号）の施行については、総社市情報公開条例施行規則（平成 17 年総社市規則第 15 号）の例による。</p>	<p data-bbox="1216 651 1886 683"><u>総社市消防長が管理する公文書の開示等に関する規程</u></p> <p data-bbox="1133 724 2080 900">総社市消防長が管理する公文書の開示等に係る総社市情報公開条例（平成 17 年総社市条例第 11 号）又は総社市個人情報保護条例（平成 17 年総社市条例第 13 号）の施行については、それぞれ総社市情報公開条例施行規則（平成 17 年総社市規則第 15 号）又は総社市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年総社市規則第 17 号）の例による。</p>

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。